

D. 家庭裁判所の審判

①	遺産分割審判書 家庭裁判所で審判がされ、家庭裁判所から発行された謄本
②	審判確定証明書 審判が確定した旨の家庭裁判所の証明書
③	審判書で当行の預金等を承継される相続人さまの印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
④	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑤	相続手続依頼書 審判書で被相続人さまの預金等を承継される相続人さまのご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑥	相続預金等受取書 ・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記⑤の相続手続依頼書の3で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑦	相続人さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約（払戻・売却）せず名義変更される場合に必要となります。